

交通結節点・公共施設へのリサイクルステーションの整備事業実施要綱

(制定) 令和8年4月9日付 8環資計第27号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京の環境美化の更なる向上を図るとともに、観光の振興にも資する清潔で魅力ある都市環境を維持するため、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）において、都内区市町村公共施設や交通結節点等におけるリサイクルステーションの整備運用を支援する「交通結節点・公共施設へのリサイクルステーションの整備事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、都内において本事業の目的に資する取組を実施する者に対し、都の予算の範囲内において、その経費の一部を補助する。

第3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 公共交通関連事業者等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5項に定める公共交通事業者等及び当該公共交通事業者等が設置又は管理する施設に一体的に付帯する施設等（いわゆる駅ビル等）を管理・運営する事業者

2 交通結節点等

1に掲げる公共交通関連事業者等が設置又は管理する施設であって、複数又は異種の交通手段の接続が行われ、多くの住民・観光客等が利用する場所

3 リサイクルステーション

交通結節点等及び都内区市町村公共施設において、施設の利用者等が適正にごみを廃棄できる設備であって、再資源化又は適正処理を行うもの

4 高機能型ごみ箱

リサイクルステーションの導入・運用に当たり設置するごみ箱のうち、管理者の収集運搬業務効率化や安全性向上に資する追加的性能を備えたもので、次の2類型に該当するもの

(1) スマートごみ箱

ごみの自動圧縮やごみ量通知機能、自動分別機能、自立移動機能等を有する、AI や IOT 等のデジタル技術を活用したごみ箱

(2) 防爆型ごみ箱

防爆性能を有するごみ箱

5 リサイクル型ごみ箱

リサイクルステーションの導入・運用に当たり設置するごみ箱のうち、4に掲げる高機能型ごみ箱以外のもの

6 リース等

契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの

7 リース事業者

リース等の契約に基づき、本事業の補助対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）のリースを行う事業者

第4 本事業の内容

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者であって、2の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

(1) 都内区市町村

(2) 都内に登記簿上の本店又は支店がある公共交通関連事業者等

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と、補助対象設備に係るリース等の契約を締結したリース事業者（(1) 又は (2) に掲げる者と共同で補助金の交付に係る申請を行う者に限る。）

2 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が、都内区市町村公共施設や交通結節点等にリサイクルステーションを導入・運用する事業で、表1の内容欄に該当するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 観光客を含む多くの利用者、通行者等が日常的に利用する場所で実施する事業であること。

(2) 訪日外国人旅行者等の利用も想定し、分別表示等について多言語対応又はピクトグラムを活用等を行うこと。

(3) 本事業で設置するごみ箱を適正に維持管理するとともに、回収したごみの再資源化又は適正処理を行うこと。

(4) 原則として高機能型ごみ箱を設置すること。ただし、設置場所の制約

等によりやむを得ない場合は、リサイクル型ごみ箱の設置を可とする。なお、複数箇所に設置する場合は、高機能型ごみ箱を含めるよう努めること。

- (5) リプレースで設置する場合は、ごみ箱の機能強化（高機能型ごみ箱に相当する機能の付加を想定する。ただし、設置場所の制約等によりやむを得ない場合は、分別数増等の再資源化の質の向上等を含む。）を図ること。
- (6) 東京都産業労働局の「地域の生活と調和した観光推進事業」を活用する取組でないこと。
- (7) 補助対象事業の実施内容に関する効果検証や情報発信について、都の求めに応じ都と連携して行うこと。

表1

事項	内容
① リサイクルステーションの導入	<p>新規事業及び既存事業の拡充に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適所等調査経費（施設内での人流調査等を踏まえた設置適所の選定や来訪者アンケート等を踏まえたごみ容量の算出 等） ・ 設置・付帯工事経費 ・ 案内表示整備経費（施設内の案内表示の更新や多言語対応、視認性の高い誘導サインの新設 等） ・ リサイクルルート確保に係る経費（回収業者・リサイクラーを交えたルート検討、プレ搬出実証、DXによる効率的な運用体制の構築 等） ・ 機能強化経費（DX化、分別数増、再資源化対象物増、大型化 等） ・ その他都が必要と認める経費
② リサイクルステーションの運用	<p>①で導入したものの運用に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集運搬・処理経費 ・ AI や IoT 等のデジタル技術を活用したごみ箱に係るシステム運用保守経費 ・ ごみの散乱防止・管理経費 ・ その他都が必要と認める経費

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、表2の対象経費欄に掲げるものであって、

都が適当と認めるものとする。

表 2

対象経費	対象外経費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費 ・ 本事業の実施に必要と認められない経費 ・ 領収書等により支払の事実が確認できないもの
消耗品費	
備品購入費	
広告料	
賃借料	
印刷製本費	
補助人件費	
外注費	
工事費	
謝金	
保険料	
その他	

※都内区市町村が補助金の交付を受ける場合、地方自治法施行規則に定める歳出予算の節としては、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金が対象経費に相当する。なお、消費税及び地方消費税相当分は補助対象経費に含む。

※公共交通関連事業者等が補助金の交付を受ける場合、消費税及び地方消費税相当分は補助対象経費に含まない。

4 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費（補助対象経費に国若しくは都以外の地方公共団体から別途補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入がある場合には、これらの額を控除した額）のうち、表 3 に定める金額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

表 3

事項		補助率	補助上限額
① リサイクルステーションの導入	高機能型ごみ箱	4 / 5	800 万円
	リサイクル型ごみ箱	1 / 2	500 万円
② リサイクル	運用開始月から数えて 1 年	2 / 3	150 万円

ステーションの運用	間		
	運用開始月から数えて2年目から3年目未満までの間	1 / 2	115 万円
	運用開始月から数えて3年目から4年未満までの間	1 / 3	75 万円

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

- 1 本事業の補助対象事業の募集は、令和8年度から令和10年度まで行う。
- 2 本事業の補助金の交付は、令和8年度から令和13年度まで行う。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年4月9日付8環資計第27号）

この要綱は、令和8年4月9日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。